

指定(介護予防)訪問看護重要事項説明書別紙

2024年6月1日 現在

○介護保険による訪問看護における基本報酬について
 ※利用料金は介護保険負担割合証に記載された給付率により異なります。
 i) 要支援(指定介護予防訪問看護)

看護師による訪問	単位	利用者負担割合		
		1割	2割	3割
30分未満	451	499円	997円	1,495円
30分以上 60分未満	794	878円	1,755円	2,632円
60分以上 90分未満	1090	1,205円	2,409円	3,614円

理学療法士等による訪問	単位	利用者負担割合		
		1割	2割	3割
20分	284	314円	628円	942円
40分	568	628円	1,256円	1,883円

ii) 要介護(指定訪問看護)

看護師による訪問	単位	利用者負担割合		
		1割	2割	3割
30分未満	471	521円	1,041円	1,562円
30分以上 60分未満	823	910円	1,819円	2,729円
60分以上 90分未満	1128	1,247円	2,493円	3,740円

理学療法士等による訪問	単位	利用者負担割合		
		1割	2割	3割
20分	294	325円	650円	975円
40分	588	650円	1,300円	1,950円
60分	795	879円	1,757円	2,636円

○介護保険での訪問看護サービスに係る加算について
 ※加算ごと表示される金額は法定料金で、契約者負担は負担割合等に準じます。
 1. 特別管理加算(Ⅰ・Ⅱ)
 契約者に対して、計画的に、特別な管理を行った場合に加算されます。

<input type="checkbox"/> 特別管理加算(Ⅰ)(重症度が高い)[500単位] 【5,525円/月】
○在宅悪性腫瘍患者指導管理○在宅気管切開患者指導管理○気管カニューレを使用している状態○留置カテーテルを使用している状態
<input type="checkbox"/> 特別管理加算(Ⅱ)[250単位] 【2,762円/月】
○在宅自己腹膜灌流指導管理○在宅血液透析指導管理○在宅酸素療法指導管理○在宅中心静脈栄養法指導管理○在宅成分栄養経管栄養法指導管理○在宅自己導尿管理○在宅持続陽圧呼吸療法指導管理○在宅自己疼痛管理指導管理○在宅肺高血圧症患者指導管理○人工肛門、人工膀胱を設置している状態○真皮を超える褥瘡の状態○点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態

2. 初回加算(Ⅰ・Ⅱ)
 新規に訪問看護計画を作成し訪問看護を提供した場合や要支援(要介護)から要介護(要支援)へ区分が変更された場合などに加算されます。

<input type="checkbox"/> 初回訪問(Ⅰ)[350単位] 【3,867円/月】 退院当日
<input type="checkbox"/> 初回訪問(Ⅱ)[300単位] 【3,315円/月】 退院翌日以降

3. 緊急時訪問看護加算(Ⅰ)[600単位] 【6,630円/月】
 契約者又はその家族に対して24時間連絡体制にあり必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合に加算されます。

4. 退院時共同指導加算[600単位] 【6,630円/回】
 退院(退所)前に、在宅生活についてカンファレンスを行った場合、退院(退所)後の初回訪問看護の際に1回(特別な場合は2回)加算されます。

5. 看護・介護職員連携強化加算[250単位] 【2,762円/月】
 訪問介護事業者と連携し、喀痰吸引等に係る計画書や報告書の作成・緊急対応の助言など支援を行った場合に加算されます。

6. ターミナルケア加算[2500単位] 【27,625円/月】
 死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上、訪問看護を行った場合に加算されます。(ターミナルケア後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)

7. 長時間訪問看護加算[300単位] 【3,315円/回】
 1時間30分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が1時間30分以上となる時、1回の訪問看護につき加算されます。

8. 複数名訪問加算
 いずれかの事由にて複数の看護師等が訪問看護を行う場合に加算されます。

- ① 契約者の身体的理由により、1名での訪問看護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、迷惑行為等が認められる場合
- ③ 契約者の状況等から判断し、上記①②に準ずると認められる場合

254単位 【2,806円/回】	30分未満
402単位 【4,442円/回】	30分以上

9. サービス提供体制強化加算
 該当する勤続年数の割合が30%以上の場合、加算されます。

	勤続年数
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算(Ⅰ)[6単位/回] 【66円/回】	7年以上
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算(Ⅱ)[3単位/回] 【33円/回】	3年以上

10. 看護体制強化加算(前6か月の事業所状況対応として)
 緊急時訪問看護加算算定者が50%以上、特別管理加算算定者が20%以上、看護職員の割合が60%以上で、以下に該当する場合に加算されます。

	ターミナルケア加算算定
<input type="checkbox"/> 看護体制強化加算Ⅰ[550単位] 【6,077円/月】	5名以上
<input type="checkbox"/> 看護体制強化加算Ⅱ[200単位] 【2,210円/月】	1名以上
<input type="checkbox"/> (介護予防)看護体制強化加算[100単位] 【1,105円/月】	算定者なし

11. 夜間・早朝・深夜対応にかかる加算

所定単位の25%加算	夜間(18:00~22:00)、早朝(6:00~8:00)
所定単位の50%加算	深夜(22:00~6:00)

○医療保険による訪問看護における基本報酬について

※利用料金は保険証に記載されている負担割合や利用される公費により異なります。

i) 訪問看護基本療養費

	利用者負担割合		
	1割	2割	3割
週3日目まで	555円	1,110円	1,665円
週4日目以降(看護師)	655円	1,310円	1,965円
週4日目以降(理学療法士等)	555円	1,110円	1,665円

ii) 訪問看護管理療養費

※専門の研修を受けた看護師訪問が算定されている場合は、算定されません。

	利用者負担割合		
	1割	2割	3割
月の初日	767円	1534円	2301円
週2日目以降	300円	600円	900円

○医療保険での訪問看護サービスに係る加算について

※加算ごと表示される金額は法定料金で、契約者負担は負担割合等に準じます。

□ 1.24時間対応体制加算[6,800円/月]

契約者又はその家族からの電話等により、看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる場合、加算されます。

□ 2.特別管理加算(I・II)

契約者に対して、計画的に、特別な管理を行った場合に加算されます。

□特別管理加算(I)(重症度が高い)[5,000円/月]
○在宅悪性腫瘍患者指導管理○在宅気管切開患者指導管理○気管カニューレを使用している状態○留置カテーテルを使用している状態
□特別管理加算(II)[2,500円/月]
○在宅自己腹腔灌流指導管理○在宅血液透析指導管理○在宅酸素療法指導管理○在宅中心静脈栄養指導管理○在宅成分栄養経管栄養指導管理○在宅自己導尿管理○在宅人工呼吸指導管理○在宅持続陽圧呼吸療法指導管理○在宅自己疼痛管理指導管理○在宅肺高血圧症患者指導管理○人工肛門、人工膀胱を設置している状態○真皮を超える褥瘡の状態○在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

□ 3.難病等複数回訪問加算

[1日に2回の訪問は4,500円/1日に3回以上の訪問は8,000円]

厚生労働大臣が定める疾病・状態等にある者に対して、1日に複数回訪問看護を行った場合、算定されます。

□ 4.緊急訪問看護加算[2,650円/1日]

契約者又はその家族の緊急の求めにより、主治医の指示のもと緊急訪問看護を行った場合、1日につき1回加算されます。

□ 5.複数名訪問加算[看護師等の場合4,500円/週1日]

[看護補助者の場合3000円/回]

いずれかの事由にて複数の看護師等が訪問看護を行う場合に加算されます。

- ①厚生労働大臣が定める疾病・状態等にある者
- ②(精神科)特別訪問看護指示書による訪問看護を受けている者
- ③暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ④契約者の身体的理由により、1名の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ⑤契約者の状況等から判断し、上記①～④に準ずると認められる場合(①②の場合 制限なし 上記以外 週3回まで)

□ 6.長時間訪問看護加算[5,200円/1日につき1回]

以下の事由により1時間30分を超える訪問看護を行った場合加算されます。

- ①15歳未満の(準)超重症児
- ②厚生労働大臣が定める状態等にある者
- ③(精神科)特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている者

□ 7.退院時共同指導加算[8,000円]

退院(退所)にあたり、入院(入所)機関等の医師や看護師等と共同して在宅療養上の指導を文書で提供した場合に加算されます。

□ 8.特別管理指導加算[2,000円]

特別管理加算対象者に対し、退院時共同指導加算と合わせて算定します。

□ 9.退院支援指導加算[6,000円/1日につき1回]

厚生労働大臣が定める疾病・状態等にある者、また、退院日の訪問看護が必要であると認められた者に対して、退院日に療養上必要な指導を行った場合に算定します。

□ 10.在宅患者緊急時等カンファレンス加算[2,000円/月(2回まで)]

在宅で療養を行う対象者の急変や診療方針の変更等に伴い、主治医の求めにより医療関係職種等が在宅にてカンファレンスを行った場合、算定されます。

□ 11.看護・介護職員連携強化加算[2,500円/月]

訪問介護事業者と連携し、喀痰吸引等に係る計画書や報告書の作成・緊急対応の助言を行い、特定行為業務の実施確認、連携体制に係る会議への出席等を行った場合に加算されます。

□ 12.訪問看護ターミナルケア療養費[25,000円/月]

死亡日及び死亡前14日以内に2回以上、訪問看護を行った場合に算定します。(ターミナルケア後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)

□ 13.乳幼児加算

[別に厚生労働省が定める者 1800円/日]
[上記以外 1300円/日]

乳幼児加算は、6歳未満の幼児に対し、訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を行った場合に算定する

□ 14.夜間・早期・深夜訪問看護加算

夜間(18:00～22:00)、早期(6:00～8:00)	2,100円/1回
深夜(22:00～6:00)	4,200円/1回

○介護保険・医療保険での訪問看護に共通する留意事項について

i) 交通費の請求はありません。

(以下余白)